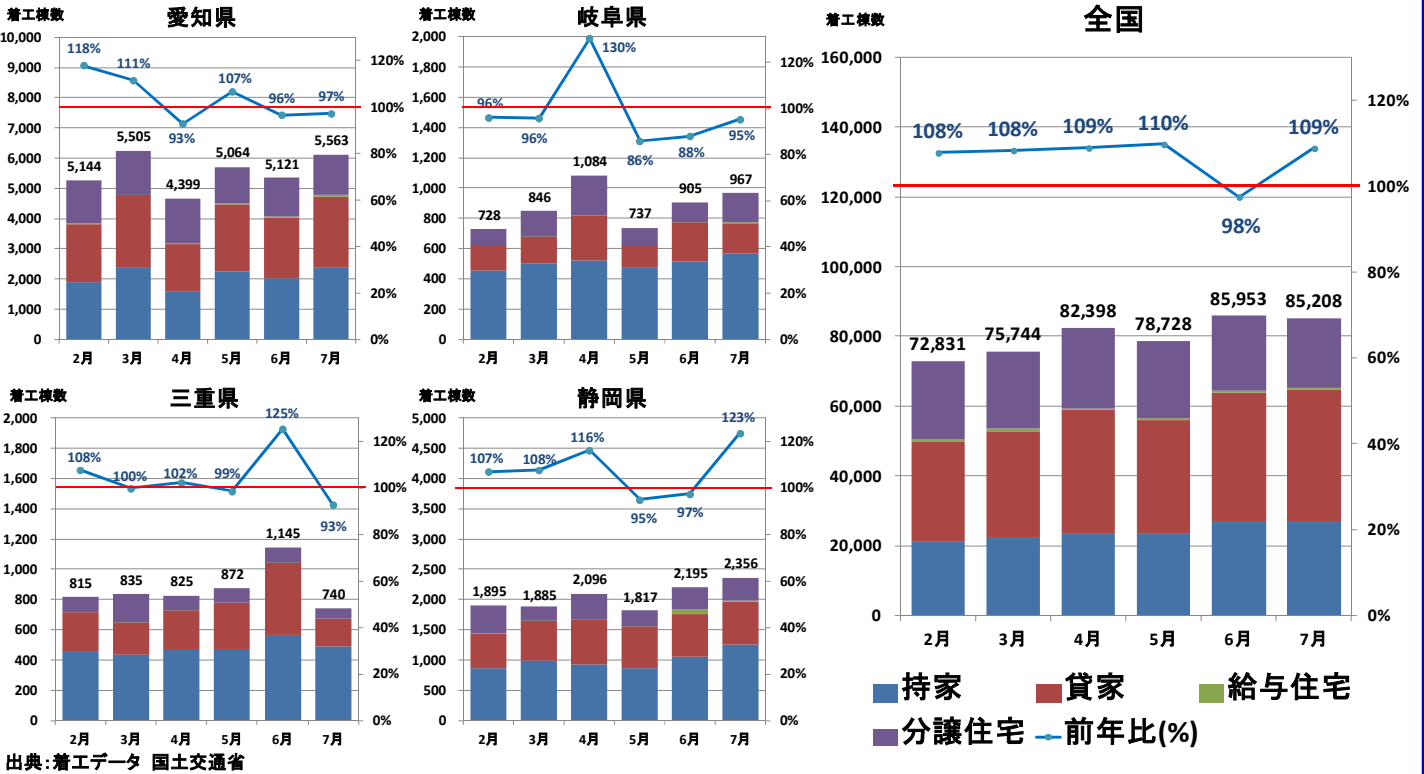


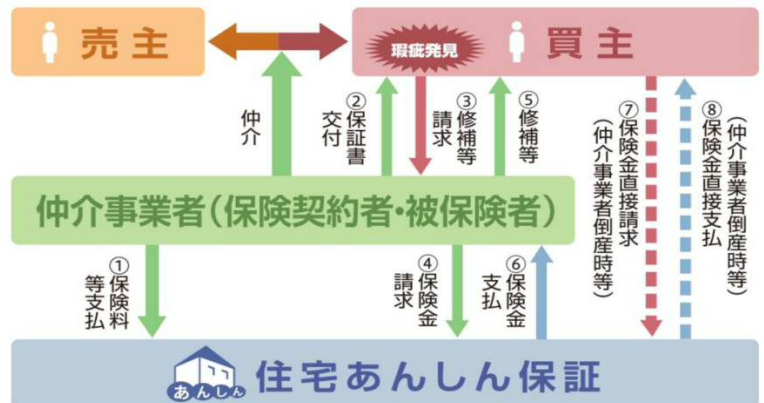
東海4県の着工推移



既存住宅個人間売買瑕疵保険に「仲介事業者コース」を新設

住宅あんしん保証は、個人間の既存住宅売買瑕疵保険の新商品として仲介事業者が被保険者となる「仲介事業者コース」を新設した。これまで同保険は、検査事業者が検査事業者が被保険者となり、検査を行ったうえで保険に加入し、引渡し後に瑕疵が見つかった場合の補修費用をカバーする「検査事業者コース」のみだった。

近年の不動産仲介業者の動向として、大手仲介業者の多くが「自社保証」を開発し、既存住宅の買主に対して独自のサービスで安心感をアピールしていた。こうした流れを受けて同社は、中小の仲介事業者でも自社保証を提供できるしくみとして今回の「中小事業者コース」を開発。これにより既存住宅特有の瑕疵に対する不安を解消し、中小事業者の信頼度の不足を補えるとしている。



既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の仕組み

詳細は住宅あんしん保証のHPを確認ください。(http://www.j-anshin.co.jp)

2016年度第2次補正予算案を閣議決定

政府は8月24日、16年度第2次補正予算案を閣議決定しました。国土交通省の予算として1兆2257億円を計上。そのうち、社会全体の所得と消費の底上げを目的として

- ①「既存住宅流通・リフォーム市場の活性化」として250億円
- ②「子育て世帯等の住まいに係る支援」として55億円を計上しています。それぞれの実施内容は次の通りです。

①「既存住宅流通・リフォーム市場の活性化」は

①インスペクションの実施、瑕疵保険の加入の促進を通じ、若者による良質な既存住宅の取得(※)や、耐震性が確保された省エネリフォーム、省エネ住宅への建て替えの取組みに対する支援を実施。

②「子育て世帯等の住まいに係る支援」は

②公的賃貸住宅団地の建替え等とあわせて子育て支援施設等を誘致する取組への支援を実施。また、中小工務店等が連携して取り組む良質な木造住宅の整備と、これと併せて行う三世帯同居への対応に対する支援を実施。

また、引き続き「住宅市場安定化対策事業」(すまい給付金)として315億円を計上しています。

※「若者による良質な既存住宅の取得支援」

具体的な支援計画は、年齢が40歳未満で、既存住宅売買瑕疵保険の加入や、インスペクション(瑕疵保険の加入時に必要な現場検査の基準を満たすもの)の実施が条件。

補助額は、最大65万円で、瑕疵保険・インスペクションに係る費用を含めて戸当たり50万円。耐震改修を行う場合はこれに15万円上乗せとなる。尚、上記の要件を満たせば買取再販も対象となる予定。

また、予算250億円には、自宅のリフォーム、既存住宅の所得に伴うリフォームの別を問わず、省エネリフォームをする際に戸当たり30万円、耐震改修を行う場合は15万円を上乗せする。

これらの新制度は9月26日の臨時国会において補正予算成立後にスタートする予定となっています。(詳細は、国土交通省のHPを参照ください。<http://www.mlit.go.jp/>)